

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人かなえ医薬振興財団(以下「本財団」という。)の定款 第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。

(3)常勤とは、この法人に週3日以上勤務する者をいう。非常勤とは、常勤以外の者をいう。

(4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。

(5)費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は 役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(1)常勤役員については、年額報酬を支給することができる。ただし、出捐法人からの出向者が常勤役員の場合は報酬を支給しない。

(2)非常勤役員及び評議員については、理事会及び評議員会の出席等、必要の都度、報酬を支払うことができる。

(3)本財団は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤理事に対する報酬額は、年額報酬として1人当たり別表に定める金額の範囲内で、理事長は理事会の承認を経て報酬額を定めるものとする。

2 常勤監事に対する報酬額は、年額報酬として1人当たり別表に定める金額の範囲内で、監事の協議を経て報酬額を定めるものとする。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬額は、1人1日当たり税抜金額50,000円の範囲内で、評議員は評議員会の承認を経て、理事は理事会の承認を経て、監事は監事の協議を経てそれぞれ報酬額を定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 常勤役員の年間報酬は月額をもって支給するものとし、毎月一定の時期に支払うものとする。
- 4 非常勤役員及び評議員については、理事会又は評議員会の出席等、必要の都度支払うものとする。

(費用)

第6条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人かなえ医薬振興財団の設立の登記の日から施行する。
この規程の変更は、平成25年1月1日から施行する。

(平成24年10月27日評議員会議決)

別表 常勤役員の報酬額 年間480万円以内